

北本市外国語指導助手配置業務委託提案仕様書

1 業務名

北本市外国語指導助手配置業務

2 業務の目的

各小・中学校に外国語指導助手（以下、ALTという。）を配置し、生きた英語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、英語によるコミュニケーション能力の向上等英語教育の推進を図る。

3 業務の内容

ALTは、北本市立小・中学校長の指示を通じて、各校の授業担当教職員の指導のもと、又は北本市教育委員会（以下、教育委員会という。）の指示により、以下の業務に従事する。

(1) 小学校

- ア 外国語・外国語活動の授業及び国際理解教育に関する授業の指導補助（ICTの効果的な活用も含む）
- イ 教職員との授業に係る打合せ、教材等の提供や作成とその補助
- ウ 児童の評価に係る業務補助
- エ 日常の児童との交流
- オ 清掃指導、給食指導及び学校行事への協力
- カ 教諭に対する研修会での指導
- キ 教育委員会が主催する研究会、研修会、会議等への参加
- ク その他、本事業の円滑な遂行に、教育委員会または派遣先小学校長が必要と認めて指示する事項

(2) 中学校

- ア 外国語科（英語）の授業及び国際理解教育に関する授業の指導補助（ICTの効果的な活用も含む）
- イ 教職員との授業に係る打合せ、教材等の提供や作成とその補助
- ウ 試験問題及び放送問題音声教材の作成とその補助
- エ 生徒の英作文等の添削補助
- オ 生徒の評価に係る業務補助
- カ 日常の生徒との交流
- キ 清掃指導、給食指導及び学校行事への協力
- ク 中学校英語弁論大会に係る指導等
 - （ア）大会出場者の指導（夏季休業日に実施）
 - （イ）大会当日の付添い
 - （ウ）大会当日の審査員（事務局からの依頼がある場合）
- ケ 教育委員会が主催する研究会、研修会、会議等への参加
- コ その他、本事業の円滑な遂行に、教育委員会または派遣先中学校長が必要と認めて指示する事項

4 業務実施の条件

(1) 契約方法

労働者派遣契約

(2) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで

(3) 契約予定者数

ア 小学校（市内7校）

4名…原則として、1名のALTが2～3校を担当する。

イ 中学校（市内4校）

2名…原則として、1名のALTが2校を担当する。

(4) ALTの条件

ア 心身ともに健康であり、契約期間を通して勤務すること

イ 母語が英語であるか、同等の英語力を有し、学士以上の学位を有していること

ウ 自然な口調の英語で指導できること

※1 『「自然な口調」の英語とは、正しい強勢やイントネーション、区切りを伴って自然な速さで話されるなど、話し方が自然な英語のことである。』

※2 中学校外国語科検定教科書附属CDに準ずる英語の発音・イントネーションを極端に逸脱しないものとする。

※3 上記『 』内は、中学校学習指導要領解説外国語編（平成29年7月 文部科学省）より引用

エ 英語指導経験があり、または英語指導の研修を十分受け、指導に長けていること

オ 日本の教育への十分な理解があり、英語を指導することに熱意をもっていること

カ 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図れること

キ 日本の生活と教育に適応し、人間性、協調性に富むこと

ク 職務専念義務、守秘義務を履行すること

ケ 指導者としてふさわしい態度・服装等であること

コ 日本での就労が認められており犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていないこと

サ 小学校に配置されるALTについては、教職員との打合せができる程度の日本語力を有すること

シ 自力での通勤及び市内での移動が可能であること

(5) 勤務場所

ア 北本市立小・中学校

イ 中学校英語弁論大会会場

ウ その他、教育委員会または校長が必要と認めて指示する場所

(6) 勤務日及び勤務時間

ア 勤務日は原則として、月曜日から金曜日までの平日とし、詳細は教育委員会が定める「ALT学校訪問計画表」によるものとする。ただし学校行事等の事情により、事前に教育委員会と派遣元の双方の合意がある場合は、日曜日及び土曜日を勤務日とすることができる。その場合は勤務日の振替で対応する。

イ 配置時間は原則として、午前8時30分から午後4時30分までの間で設定する。

ウ 1日当たりの勤務時間は、原則として7時間とする。勤務時間の途中に45分間の休憩時間を設ける。勤務時間の割振り及び割振りの変更は、ALTと協議の上、校長が指示する。

エ 3(1)カからクまで及び同(2)クからコマまでに係る勤務日及び勤務時間については次のとおりとする。ただし、必要に応じて小学校・中学校双方のALTが次の業務にあたることとする。

(ア) 小学校 ・教諭に対する研修については、夏季休業中に各小学校1回90分程度の校内研修を実施する。

- ・教育委員会主催の企画として、夏季休業中に小学校3・4年生を対象とした「イングリッシュ・サマー・プログラム」(※1)を実施する。
- ・教育委員会主催の企画として、夏季休業中または課業日の放課後等に英語検定受検に係る児童への指導を実施する(3日分、1日の勤務時間は上記4(6)イ及びウによるオンライン含む)。

(イ) 中学校 ・中学生英語弁論大会に係る指導等については、夏季休業中に10日間程度実施する(1日の勤務時間は上記4(6)イ及びウによる)。

- ・教育委員会主催の企画として、夏季休業中あるいは2学期中に中学生を対象とした「イングリッシュ・スペシャル・プログラム」(※2)を実施する。
- ・教育委員会主催の企画として、夏季休業中または課業日の放課後等に英語検定受検に係る生徒への指導を実施する(3日分、1日の勤務時間は上記4(6)イ及びウによるオンライン含む)。

※1…市内小学校の希望児童に対する英語を通じたコミュニケーションを中心とした体験活動のこと。(半日を2回。)

※2…市内中学校の希望生徒に対する英語を通じた体験活動のこと。(半日を2回。)

5 ALTのサポート

- (1) ALTの指導及び連絡調整を行うコーディネーターを選任し、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて教育委員会が実施するALT会議に出席させること。
- (2) 派遣したALTについて、学校と連携しながら勤務状況を常に把握するとともに、適切な研修等を実施し、「3 業務の内容(1)及び(2)」に示す業務の内容をより高い水準で遂行できるようにすること。
- (3) ALTが肉体的、精神的に安定した状態で職務に専念できるよう、カウンセリング等必要な対応を実施すること。
- (4) 派遣したALTが疾病その他の理由により勤務できない場合は、速やかに教育委員会及び学校に連絡するとともに、代替のALTを派遣すること。

6 見積に記載すべき事項

(様式6-1)及び(様式6-2)にて、提出すること。なお、(様式6-2)の作成にあたっては、次の事項は必ず記載すること。

- (1) 一人あたりの月額報酬額
- (2) 交通費
- (3) 各種保険料（労働災害保険、雇用保険、社会保険 等）
- (4) ALTの研修及びコーディネーターによるサポート等各種付帯業務費用